令和８年度 第２回日野市子ども・子育て支援会議

日時：令和８年８月 19 日（水）
午後６時 30 分～午後８時 30 分
場所：子ども包括支援センター多目的室

出席者　委　員　髙橋（暁）委員　髙橋(遊)委員　岸田委員　長谷川委員
藤浪委員　城山委員　本村委員　髙橋（豊）委員
福田委員　倉本委員　遠藤委員　水島委員　真﨑委員
田中委員　岡村委員　山本委員　小島委員　萩原委員

事務局　村田子ども部長　滝瀬子育て課長
中里子育て課係長　佐々木子育て課副主幹　室星子育て課主事
木暮保育課長　飯野保育課長補佐
藤井子ども家庭支援センター長
西野子ども家庭支援センター課長補佐
佐藤子ども家庭支援センター係長
高原発達・教育支援課長
松田セーフティネットコールセンター長
地下セーフティネットコールセンター課長補佐

欠席者　中井委員　中田委員

傍聴者　４名

会　長
只今より令和8年度　第2回日野市子ども・子育て支援会議を開催いたします。
まず、本日の委員会の出席状況および会議の傍聴の状況を、事務局から報告願います。

事　務　局
本日はお忙しいところをお集まりいただき、まことにありがとうございます。

本日の出席状況ですが、中井委員、中田委員から欠席のご連絡をいただいています。現時点での出席人数は17名、過半数を超えていることをご報告します。

また、本会議の開催に先立ち、日野市子ども・子育て支援会議条例施行規則第４条に基づく傍聴の申し出が4名の方からありましたことをご報告します。

会　長

過半数の出席を満たしていますので、本日の会議は、成立となります。

それでは会議を進めさせていただきます。まずは本日の配布資料等の説明をお願いします。

事　務　局

では、本日の資料について説明させていただきます。

まず、本日の次第と、

「　資料１．ひのっ子若者みらいプラン調査票（令和８年度の取組み及び令和７年度の実績・評価）　」

「　資料２．第３期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針の策定に係る各種基礎調査の結果について　」

「　資料３．（仮称）第３期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針（素案）に関するパブリックコメントの実施について　」

「　資料４．日野市立児童館条例（改正案）に対するパブリックコメントの経過報告　」

「　資料５．令和9年度学童クラブ・保育施設の入所・入園手続について　」

番号はふっておりませんが

「　資料６．（として）潜在保育士説明会チラシ　」

「　資料７．ファミリー・サポート・センターの報酬等に関する基準の改正について　」

「　資料８．５歳児健診の実施について　」

以上、資料の不足がございましたら、恐れ入りますがお申し出ください。また、本日「ひのっ子若者みらいプラン」をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、お申し出ください。

なお、本会議及び会議資料は、日野市子ども・子育て支援会議条例施行規則（第4条）に基づき、原則公開となります。議事録についても、後日、委員の皆様にご確認をいただいた上で、日野市のホームページ上で公開となります。議事録作成のため録音させていただきますので、ご了承ください。

会　長

ありがとうございました。ただいまの説明にありましたように、この会議は原則公開となっており、傍聴や、議事録も公開されます。そうしたことも踏まえ、委員の皆様にはそれぞれの発言内容を互いに尊重し、建設的な話し合いの場となるようご協力いただき、活発に意見交換ができればと思います。

では「次第2. 報告事項」に移ります。本日の報告事項は８点です。報告事項２と３、また、７と８はまとめて報告・質疑応答を、それ以外は１点ごとの報告・質疑応答を行いたいと思います。

では、事務局から説明をお願いします。

事　務　局

「　報告事項1. 日野市子ども・子育て支援事業計画の令和７年度実績・評価と令和８年度の取り組みについて　」ご説明します。ご持参いただいた「ひのっ子若者みらいプラン」と、資料１をご覧ください。

資料１はひのっ子若者みらいプランの 135 事業について、票の左から 5 番目から順に、各事業の　「事業内容」　「令和８年度の具体的な取り組み内容」　「令和７年度の実績・評価」　「事業の課題」　「子どもなど当事者の声を聴く取り組みとその実施状況」　を記載しております。令和７年度実績に対しては、資料表題の右横にも記載しておりますが、評価をＡからＣまでの 3 段階評価、また、「社会情勢の変化等の影響で事業が未実施」だった事業については評価対象外のＤというように記載しています。

「順調に遂行している」Ａ評価が 87 事業、「概ね順調」のＢ評価が 49 事業、「順調ではない」Ｃ評価が５事業、「評価対象外」のＤ評価が０事業でした。合計すると 135 事業を超えますが、これは１つの事業に対し複数の課がそれぞれ事業を実施し評価をしているものがあるためです（６件重複）。なお、票の右端「子どもなど当事者の声を聴く取り組み」についても、実施状況を A～D で評価をしています。本日は子ども部の担当課ごとに事業を抜粋しご説明をいたします。

それでは、子育て課の担当事業について（新規や継続事業でも動きがあるものを）ご説明いたします。資料１をご覧ください。

まず７ページ、事業番号 56、学童クラブ（放課後児童健全育成事業）です。令和７年度は、令和８年４月１日より運営委託を開始しております、ひのだい学童クラブ・東光寺小学童クラブ・南平小学童クラブの丁寧な引継ぎなど準備を行い、令和８年度の運営につなげております。なお、３施設の民営化により全ての学校区において午後７時までの育成時間の拡大がなされました。令和８年度については、潤徳小学校敷地内のじゅんとく学童クラブの建て替え工事に着手しており、潤徳小学校区域の３学童クラブを統合します。新施設については、令和９年度中の竣工を予定しておりまして、令和 10 年度より新施設での運営を開始する予定です。

次に、12 ページ、事業番号 83、ジュニアリーダー講習会です。ジュニアリーダー講習会は、小学５年生から中学３年生までの受講生を対象に、高校生以上のボランティアであるリーダーが自分たちで会の企画・運営を担当し、令和７年度は年７回の講習会を実施しまし

た。本講習会は野外活動や集団行動、異年齢交流を通して地域への愛着や関心を育み、他者と協力して物事に取り組むことができる人材の育成を目的としています。

なお、会の運営には、中学校地区ごとに２名委嘱しております、票すぐ下、事業番号 84 の「青少年委員」にサポートいただいており、地域と行政、地域と地域をつなぐパイプ役として、年間をとおして関わっていただいています。

次に、13 ページ、事業番号 96、子ども食堂への支援です。令和５年度より開始した事業で、子ども食堂を運営する団体に対し、運営及び設備整備のための経費の一部を補助することで、安定的な実施環境の整備及び地域に根ざした活動等を支援し、子どもの健やかな育成に寄与することを目的としています。令和７年度は１５団体へ補助金を交付しています。また、補助金の交付だけでなく、子ども食堂連絡会を開催しており、国や東京都の支援の状況報告や、団体間の交流を図っています。

最後に、18 ページ、事業番号 135、子ども・若者の意見表明の機会の創出です。児童館では、その運営について、児童館運営協議会において子ども委員の意見を聞いたり、子ども会議等で児童館運営について議題とし、子ども達の声を反映させています。
子育て課で実施している全庁的な職員研修や国や東京都からの周知が進んでいることもあり、「子どもの声を聴く取り組み」は市役所の他部署においても取り組みの実施や理解が進んできています。児童館はそういった取り組みの取りまとめや見える化、また相談にのることで、引き続き、子どもとのパイプ役・コーディネーターとしての役割を担ってまいります。子育て課からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

会　長

ありがとうございました。では、子育て課の報告をうけて、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

委　員

No.83 ジュニアリーダー講習会について、これからの取り組みやジュニアリーダーに対して市としてどう接していくかなど、令和９年度はどのように取り組んでいくのか答えられる範囲で教えてください。

事　務　局

リーダーにつきましては、高校生から社会人まで幅広い年齢層の方が事業に携わっていただいておりまして、令和８年度については 16 名の方に従事いただいています。リーダーは自主性を重んじて、それぞれ考えて、またかなりの時間をかけてああではない、こうではない、また事務局何かありますかと喧々諤々しているところです。リーダーたちの中でもいろいろな意見があったり、受講生に対しての接し方であったり、さまざまな意見が出ていることは承知しています。

そういった中で、リーダーたちが将来の地域のリーダーになれるように、日野市に貢献していただけるような形で進めていくことが大切だと思っていますので、そういった形で皆がまず楽しくできることが必要かなと思いますので、受講生も含めて進めていきたいなと思います。こちらに関しては青少年委員の皆さんのご意見を引き続きお伺いしながら進めていきたいなと思っています。

委　員

ありがとうございます。

リーダーになるのは、子育て課の方からお願いをしているのか、もともと受講生からリーダーになるなどあると思いますが、社会人もいるということで、声掛けなどしてなっているのかということと、講師もいると思いますが、講師の方はどのような形で講師になっているのか伝えられる範囲で教えてください。

事　務　局

まず、リーダーと受講生の関係です。まず受講生につきましては、ジュニアリーダー講習会を受講していただいて、将来的にリーダーになっていただきたいと、そのための講習会です。すでに受講生に関しては、公募しているのでこちらから是非になどそういったことではございません。リーダーに関しては、継続して携わっている人もいるので、引き続き協力していただけないかというお声掛けはさせていただいています。

最後に講師については、ジュニアリーダー講習会にかなり長い間携わっていただいていて、講師自体もジュニアリーダー講習会の受講生だというように聞いています。大変豊富な知識をお持ちで、リーダーたちからの信頼も厚く、私としても大変ありがたいと思っていますので、引き続き講師として携わっていただければと思っています。

委　員

ありがとうございました。

会　長

他にございますでしょうか。

本日審議事項はございませんので、すべて報告という形になります。その中でも一番ボリュームがあるのは、この部分になりますので、予想としては時間もまあまあとれるかと思いますので、委員それぞれの専門分野や活動されている場からのご質問でも結構ですし、ほかの課もありますが、子育て課からの報告に対して質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。また時間がありましたら取りますので、続いて事務局の方から説明をお願いいたします。

事　務　局

保育課に関わる令和7年度の実績・評価及び令和8年度の取組について、資料「ひのっ子若者みらいプラン調査票」から、5つの事業をご説明します。

2ページ目、事業No.8「利用者支援事業（特定型）」です。この事業は、保育コンシェルジュが、保育施設の利用を希望する保護者に対し、保育サービスの情報提供や相談支援を行うものです。令和7年度は、4人体制で、窓口相談3,884件、電話相談5,779件に対応しました。また、児童館や地域子ども家庭支援センターなどで、42回、146人の出張相談を実施しました。電子申請の開始により窓口相談は減少しましたが、1件ごとの相談時間を確保できた一方、相談窓口を利用しない方への情報発信が課題となっています。必要な相談支援を着実に実施できたことから、評価はAとしました。令和8年度も、分かりやすい情報提供と出張相談の充実を進めます。

続いて、6ページ目、事業No.42「保育園における医療的ケア児支援事業」です。この事業は、受入ガイドラインに基づき、入園相談から受入れ後まで、医療・福祉・保育の関係者が連携して支援するものです。令和7年度は、入園相談が約9件あり、受入検討会を3回開催して6件を検討しました。その結果、令和8年度は、新規3人、継続2人の計5人が入所しています。また、令和7年度は、2人に対し、2つの訪問看護事業所を活用して医療的ケアを実施しました。受入れは進みましたが、介助員や小児対応の看護師の確保、施設設備などの課題があり、評価はBとしました。令和8年度は、コーディネーターへのつなぎ、体験保育、受入検討会、訪問看護、継続在園の確認を一体的に行い、受入施設への助言や意見交換も進めます。

続いて、8ページ目、事業No.66「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」です。この制度は、昨年来、支援会議でも報告させていただいていますが、保育所などに通っていない未就園児を、保護者の就労状況にかかわらず、時間単位で定期的に預かるものです。令和7年度は、令和8年度からの本格実施に向け、条例等の整備、事業者説明会、12園の認可・確認手続、保護者への周知及び支給認定を行い、提供体制を整えたことから、評価はAとしました。令和8年度は市内12園で実施し、利用状況や保育需要を確認しながら必要な定員を確保するとともに、安定した施設運営を支援します。

続いて、9ページ目、事業No.69「職員の研修・交流等」です。令和7年度は、わらべうた、気になる子への関わり、事故防止、業務継続計画、けがや病気、医療的ケア児などをテーマに、研修を計7回、延べ373人に実施しました。このほか、公立・民間の職員交流事業を4回実施し、市全体の保育の質の向上と連携強化を図りました。計画どおり取組を進めたことから、評価はAとしました。令和8年度も、保育園・幼稚園の職員が共に学び、顔の見える関係を築く研修交流会を実施します。

最後に10ページ目、事業No.75「幼児教育無償化」です。令和7年度は、東京都の補助制度を活用し、令和7年9月から認可保育所の第1子保育料を無償化しました。また、認可外保育施設等への施設等利用費に約1億1,853万円、私立幼稚園の施設等利用費及び預かり保育に約3億1,327万円を給付するなど、保護者の経済的負担を軽減しました。制度に基づく給付を適切に実施できたことから、評価はAとしました。令和8年度は、認可保育所の全児童の保育料無償化を継続するとともに、令和8年10月からの認可外保育施設等及び私立幼稚園に係る給付単価の改正に対応します。併せて、保護者の立替負担と施設・市の事務負担を軽減するため、施設が保護者に代わって給付を受け取る法定代理受領制度の導入を検討します。

以上が、保育課所管5事業の令和7年度実績・評価及び令和8年度の取組です。

会　長

ありがとうございました。では、保育課の報告をうけて、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、続いて、事務局から説明をお願いします。

事　務　局

１ページ目、№.１「子どもなんでも相談」でございます。みらいくの開設と同時にスタートし、子ども本人や子育て中の方、子育てを支援する関係機関の方の相談を幅広くお受けしています。市内小中学校の１人１台の学習者用端末やQRコードからも相談ができるようになっております。2年目も相談件数は増加傾向です。今後も学校などにご協力をいただきながら、子どもたちへの周知に努めてまいります。

続きまして４ページ目の、№.18の「産後家庭向け配食サービス」です。
本事業は、新型コロナウイルスの流行時に、新生児のいる家庭の孤立防止を目的に、国の臨時交付金を活用して開始しました。その後も継続して事業を行ってまいりましたが、事業開始当初の目的を終え、ここ数年で国や都の妊産婦に対する経済的支援や、産後の支援サービスが充実してきている状況を踏まえ、令和7年度をもって新規の申込受付を終了いたしました。

その下、№.22「産婦人科・小児科オンライン健康相談」でございます。小児科医、産婦人科医、助産師によるいつでも相談可能なオンライン健康相談でございます。受診の必要性や症状の相談だけでなく、かかりつけ医では相談できないような軽微な相談をお受けしております。不妊に関する相談や、中高生からの悩みも含めて相談できることを周知しております。利用者からの満足度が高く、リピート率も高くなっており、不安解消や虐待予防の効果もあると見込んでおります。

ページ進んで８ページ目、№61「ファミリー・サポート・センター事業」でございます。手助けが必要な方と、手助けができる方が会員登録し、様々な援助活動で助け合う事業です。日野市での活動は長い歴史があり、市民の方にも根付いている事業ですが、提供会員の減少や高齢化が課題となっております。

10 ページ目、№74「妊婦のための支援給付」でございます。
妊娠の届出時に 5 万円、妊娠 6～8 か月ごろに胎児 1 人につき 5 万円を給付するものです。日野市では妊娠届出時に全数面接を実施しており、丁寧に案内することで着実に給付につなげるようにしています。今年度からは現金給付を希望する場合、口座振込だけでなく、ギフトカードを選択していただくことで、コンビニ ATM からすぐに引き出していただくことも可能になりました。本制度では、出産された方だけでなく、流産・死産等をされた方も給付の対象になりますので、対象者の状況に配慮した案内を心掛けるようにしています。

子ども家庭支援センターからの説明は以上です。

会　長

ありがとうございました。では、子ども家庭支援センターの報告をうけて、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

委　員

4 ページ、No. 18「産後家庭向け配食サービス」の件についてですが、この事業自体はコロナ禍の給付金を使って実施したということで、これについては令和 7 年度をもっていう終了するという内容だと思いました。今後については、いろいろな支援が充実してきたこともあってということでしたが、その充実した支援に対して、この「産後家庭向け配食サービス」がどのように結びつくのかということと、事業の見直しを行うと載っております。まだ具体的にプロジェクト化していないのかもしれませんが、そういう方向もあるよというように見受けられます。それについて、どのようにお考えなのかお聞きしたいです。

事　務　局

いただいた質問の一つ目が、充実した支援と本事業の廃止がどう結びついてくるかというところになりますが、充実した支援は具体的に言いますと、経済的な部分は最後にご説明をした国の給付金の部分や東京都の赤ちゃんファーストやファーストバースデーサポートというような支援がございます。あとは、産後の家庭に向けてのサービスになりますが、産後家庭向け配食サービスが始まった当初は、受けられるところが少なかった産後ケア事業についても、受けられる施設や訪問できる助産師さん等も増えてきていまして、あと家庭に入るサービスとしても、産前産後世帯サポート事業がございまして、赤ちゃんがいる家庭に訪問をして、家事や育児等の支援をしていくものなのですが、お母さん単独のご家庭だけではなく、育休中などのお父さんがいらっしゃる家庭も含めて、サービスがご利用できるようになっています。そういったいろいろなサービスが行政が行うものや民間が行うものも含めて、

かなり充実しているところでして、お弁当をお届けするところではかなりご好評をいただいているところではあったのですが、そういったサービスの方でも対応ができる部分があるのではないかということで、本事業の廃止の検討に至りました。

こちらの調査票の事業の課題として捉えているところの二つ目の部分の四角のところで、事業の見直しを行う必要と結ばせていただいております。調査時点のところでまだ廃止の決定がなされていなかったので、こういう表記になってしまっているので、誤解を与えてしまい非常に申し訳なかったのですが、すでに令和7年度末をもって新規の受付を終了していまして、今年度は以前から継続の方のみがご利用いただいている状況になっています。

委　員

もう1点、今の件でお聞きしたいことがあります。先ほどの大変好評であるということというのは、大きいなと思っています。それに対して、ほかの充実した事業があるということで、そちらに随時移行していくという話だと理解しました。今後もそちらがNo.18を補完できているかという話は今後も出てくるかと思うので、その後もリサーチしていただいて全体を最適化していただければなと思うところです。

事　務　局

ありがとうございます。やはり、赤ちゃんを育てる家庭が孤立しないようにしていくところは、私たちも大事に思っているところですので、この配食サービスがなくなったから支援がなくなるというわけではなくて、各種訪問事業等も含めて、産後のご家庭の状況には十分注意をしていますし、心配なご家庭にはしっかり伴走支援をしていくようにしてまいりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

委　員

No.74「妊婦のための支援給付」のご説明をいただきましたが、5万円と5万円、計10万円が支給されて非常に使い勝手が良いというご説明だったのですが、認定者数が1,945名、1回目、2回目と給付者数が記載されているのですが、これは受け取っていない方が1回目、2回目、それぞれ認定者数に対しているのかという理解でいいのかということと、この事業の周知がされていなくて受けていない方がいらっしゃったのか、もしくは必要ないと判断されて存じ上げていても請求されていないということなのでしょうか。東京都が実施している事業ではないかと思いますが、認定者数に対する給付者数の差異がどういったところなのか教えていただければと思います。

事　務　局

まず、この事業につきましては、国が法律に基づいて定めた事業になっていますので、全国一律で実施しているものになります。ご質問いただきました、認定者数と1回目、2回目の給付の差異なのですが、認定につきましては、日野市に住民登録がある方につきまして

は、必ず認定を受けるというところになっていまして、例えば1回目の給付を他市で受けてきた方につきましても日野市に転入されてきたら、まず認定をさせていただくというところで、1回目の給付と認定のところが差異が生まれてきています。2回目の給付なのですが、1回目より100少し多くなっていると思うのですが、これについては、胎児一人当たり5万円となっていまして、1回目の給付は妊婦一人当たり5万円なので、双子もしくは三つ子とかそういった方々については、双子の場合は10万円を給付、三つ子については15万円を給付というところで、そこの部分について差異があるのと、先ほど申しました1回目については他市で受けていて、2回目で転入してきて日野市で受けるという方もいらっしゃいますので、この部分でずれが生じてきているというところです。

会　長

他いかがでしょうか。

ないようでしたら、続いて事務局から説明をお願いいたします。

事　務　局

エール部分の主なところを数値的なところも含めてご説明させていただきます。

1ページ、　No.3　相談支援事業についてです。令和7年度のエール利用者数、各種相談・支援事業を利用した児童・生徒数は、2，171人で年々増加しております。また、エールの相談事業の核となっている心理相談については、令和7年度の相談実数は1，273人で、うち新規の数として462人となっています。相談人数も増加傾向で、相談内容も複雑化してきている状況で、現在3か月待ちの状況で、新規枠を臨時で増やす等の対応をしています。引き続き、相談体制の構築も含め取り組んでまいります。

続いて、６ページ、No.44　特別支援教育の推進についてです。令和5年度から5年間の第6次日野市特別支援教育推進計画を進めておりますが、令和7年度は見直し・修正の期間となっており、計画の推進委員会を開催し、必要な修正・見直しを実施しました。大きな修正点としては、リソースルームティーチャーの役割拡充が挙げられます。リソースルームは、教科に遅れた児童生徒を教室から抜きだして、教員免許を持ったRRTが個別指導を行うもの。従来は個別の学習支援に特化していたものを、グループでの学習支援や不登校支援についても学校や児童生徒の状況に合わせ実施できるよう役割を拡充しました。今後も児童生徒のニーズに合わせた支援を実施してまいります。

また、記載にはございませんが、令和7年度に小学校における特別支援学級を再編しました。1つは、日野第八小学校と七生緑小学校の知的固定学級を閉級し、七生緑小学校へ新たな学級「なのはな学級」を開設しました。もう1つは日野第八小学校へ新たな情緒障害特別支援学級「つばめ学級」を開設しました。

続いて、16 ページ、No.120　スクールソーシャルワーカーについてです。対応件数については、令和 7 年度は小中学校あわせて 219 件でした。対応内容は複数の要因が重なっているケースも多いですが、不登校が全体の 66%、家庭環境の問題が 56%、発達障害等に関する問題が 35%となっています。

また、不登校児童・生徒は令和 7 年度暫定値ですが、小学校 233 名、中学校 381 名の合計 614 名いますが、23%程度がスクールソーシャルワーカーが関わっているということになります。スクールソーシャルワーカーの支援の状況としては、学校に来られるようになった、卒業、サービスに繋がりうまく支援できている等の解決しているケースが 35%、サービスに繋がっているが SSW のサポートが必要等の良い方向に好転しているケースが 9.1%、継続して支援中のケースが 58.0%程度となっています。令和 7 年度は、校内委員会等に出席し、教職員と連携を密にして、困難を抱える児童・生徒の把握に努め、支援が必要な生徒に適切なアプローチをしてまいりましたが、学校外の社会資源の必要性や意義について、教職員への理解浸透も含め、引き続き、学校や関係各課等と連携しながら取組んでまいります。説明は以上になります。

会　長

ありがとうございました。では、発達・教育支援課の報告をうけて、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。あるいは、これですべてになりますので、子育て課や保育課、子ども家庭支援センター含めてご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、続いて「報告事項 2 及び 3」について、事務局から説明をお願いします。

事　務　局

報告事項 2「第３期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針の策定に係る各種基礎調査の結果について」と報告事項３「（仮称）第３期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針（素案）に関するパブリックコメントの実施について」、それぞれ資料２、資料３に沿ってご報告いたします。

まずは、報告事項２の方からご説明いたしますので、恐れ入りますが、「資料２」をご覧ください。ご報告の趣旨としましては、資料の項番１にお示ししましたとおり、現行の「第２期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」の計画期間が、令和８年度をもって、終了しますので、令和７年度と令和８年度の２か年で、次期基本方針となる「第３期基本方針」の策定に向け、準備を進めているところでございます。ここで、令和７年度に実施した、各種基礎調査の報告書が完成し、市のホームページに公開いたしましたので、委員の皆様にもその旨ご報告をさせていただくものでございます。なお、令和８年度は、調査結果を踏まえ、「子どもの貧困対策推進委員会」において、「第３期基本方針」の具体的な内容の検討

を行っているところでございます。後ほどご説明させていただくパブリックコメントをこれから実施し、令和９年３月ころを目途に、第３期基本方針の完成を目指してまいります。

続いて、項番２をご覧ください。
こちらは、令和７年度に実施した、基礎調査の概要をまとめたものとなります。表に記載のとおり、全部で５つの調査を実施しました。お時間の都合上、説明は概要のみとさせていただき、詳細につきましては、恐れ入りますが、後ほど、表の右端の二次元コードから市のホームページにアクセスいただき、調査報告書をご確認いただければと思います。

まず、表の一番上の「子どもの生活実態調査」ですが、こちらは、５つの調査の中で一番大規模な調査となります。市内在住の小学５年生、中学２年生、１６歳から１７歳までの年齢のいわゆる高校２年生に相当する子ども本人とその保護者、それぞれの属性ごとで約1600 人を対象に紙又はオンラインによるアンケート調査を実施しました。

その下の「子ども貧困率推計調査」、こちらは、日野市における「相対的貧困率」、「子どもの貧困率」等の推計値を業務委託により、独自に分析したもので、基本方針策定のタイミングで毎回実施をしております。

参考までに、貧困率の算出方法について、簡単にご説明しますと、
① まず、各世帯の所得額を金額が多い順にならべて、その真ん中の中央値の所得額を算出します。
② そしてその中央値となる所得額の半分（1／２）の所得額を貧困線として設定し、全世帯数のうち、貧困線を下回る所得額の世帯の割合を貧困率としています。

表にも記載させていただきましたが、分析の結果、令和６年の全体の相対的貧困率は15.7%、子どもの相対的貧困率は 8.4%、ひとり親世帯の貧困率は 42.2%という結果となりました。第２期の基本方針策定当時の令和２年の貧困率と比較しますと、令和２年の全体の相対的貧困率は 12.3%でしたので、令和６年はそこから 3.7 ポイント上昇したことになります。同様に、子どもの相対的貧困率に関しても 6.3%から 2.1 ポイント上昇し、ひとり親世帯の貧困率も 33.9%から 8.3 ポイント上昇しています。

資料には掲載できませんでしたが、ここで国が３年ごとに調査している令和６年版の最新の全国の貧困率が公表されましたので、日野市と全国の貧困率の比較と傾向について、口頭で少しだけ補足をさせていただきますと、令和６年の最新の全国の相対的貧困率は 15.0%で、前回調査の 15.4%から 0.4 ポイント減少しています。同様に子どもの相対的貧困率も、令和６年の最新値が 11.０%で、前回調査時の 11.5%から 0.5 ポイント減少しています。一方、ひとり親世帯の貧困率に関しては、最新値は 44.7%で、前回調査時の 44.5%から 0.2 ポイント上昇しています。

このような結果から、日野市の貧困率は、全国の貧困率と比較すると同程度か、あるいはそれよりも低いですが、前回の調査との比較においては、全国では、貧困率が減少傾向にある一方で、日野市の場合は、増加傾向となっている、そんな状況となっております。

表に戻りまして、その下の「児童館での子どもの意見聴取」は、市内の児童館、ほっとも等において、対面によるインタビュー形式での子ども本人へのヒアリングを行ったものでございます。その下の「関係団体及び学校、園への調査」は、子どもの支援団体や市内の保育園、幼稚園、小中学校に対し、現状や課題感などの１６項目の設問について、オンラインによるアンケートを実施したものでございます。一番下の、地域共創プラットフォームによる

調査は、小中学生と高校生以上の市民を対象にオンラインによるアンケートを実施したものでございます。

資料の裏面には、調査の結果や調査から見えてきた課題の一例を参考情報として、掲載させていただきました。あくまで、ほんの一部ではありますけれども、ここにお示ししたような調査結果や課題感を踏まえて、第３期基本方針の土台や骨格となるコンセプトを「家庭環境の課題に寄り添い、相談体制と多様な支援で親と子どもの安心を守る」と定め、コンセプトに沿った基本方針となるよう、検討を進めているところでございます。
報告事項２のご説明は、以上でございます。

事　務　局

「（仮称）第３期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針（素案）」に関するパブリックコメントの実施についてご説明します。

これまで、「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける地域」を目指し、子どもたちや保護者、関係団体、学校、保育園や幼稚園等を対象とした意見聴取やアンケート等を実施し、また、市の子どもの貧困対策推進委員会での協議を経て、基本方針の素案の策定を進めてきました。
現在、素案の最終調整を行っており、完成後、パブリックコメントにて広く市民の皆さまのご意見を募集いたします。

まず、意見募集期間です。令和８年９月１日火曜日から９月３０日水曜日までの１か月間を予定しています。
次に、資料の入手方法です。開始日以降、市ホームページで閲覧・ダウンロードできるよう掲載します。ご意見いただく資料は、素案と素案の内容をわかりやすくまとめた概要版を掲載する予定です。
また、インターネットによる閲覧が難しい方もいらっしゃることを想定し、窓口で閲覧できるようにいたします。閲覧場所は、セーフティネットコールセンターをはじめ、市内各図書館、市政図書室、七生支所、豊田駅連絡所のほか、子どもに関わる計画であるため、各児童館、みらいく、エールでも閲覧できるよういたします。

次に、意見の提出方法です。日野市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、原則として「日野市地域共創プラットフォーム」からの提出をお願いする形です。
プラットフォームを使用できない方のために、プラットフォームを用いない提出方法として、A４用紙に意見を記載のうえ、セーフティネットコールセンターへ持参、または封書で送付いただくこともできるようにします。
提出いただいた意見に対する市の回答については、市ホームページ等で公表いたします。

本日は委員の皆さまにも、パブリックコメントの実施についてご承知いただくとともに、可能な範囲で、意見提出のご協力や関係する方々への周知をお願いできればと考えております。

日頃子どもや子育て家庭と接している委員の皆さまからも、ぜひご意見をお寄せいただければと思います。
また、委員の皆さまを通じて、子どもや保護者、関係機関など、より多くの方にパブリックコメントのことを知っていただき、ご意見をいただくことができればと考えております。

説明は以上となります。

会　長

ありがとうございました。では、ただいまの２点の報告をうけて、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、続いて「報告事項 4」について、事務局から説明をお願いします。

事　務　局

それでは、資料４「日野市立児童館条例（改正案）に対するパブリックコメントの経過報告」について、ご説明申し上げます。

まず、意見募集の状況でございます。8 月 18 日時点での集計となりますが、これまでにいただいた意見の総数は 35 件でございます。
すべて「日野市地域共創プラットフォーム」へのご投稿によるものとなっております。
いただいた主なご意見をご紹介いたします。

「日祝日に保育園が空いていない時に、児童館が開いていると大変使いやすい」というご意見があり、休日の利用ニーズの高さが改めて確認できました。

「もっと全員が楽しめる場所にしてほしい。小さい子や小学校低学年の子は、上の子に怯んであまり楽しめていないような気がした」というご意見もいただいております。年齢層の異なる子どもたちが一緒に過ごす場としての環境整備について、ご指摘をいただいているものと受け止めております。

「身体を思い切り動かしたり、合唱や楽器の練習ができるような場所があるといいな」といったご要望も寄せられており、児童館への機能面での期待が伺えるご意見でございます。

その他、様々な意見をいただいているところであり、頂戴したご意見に対しましては、9月になりましたら、ご回答をさせていただく予定でございます。

また、資料に記載はございませんが、今回は、各児童館でも意見募集をさせていただいておりまして、利用者である子どもたちからも、様々な意見を提出していただいていると伺っております。詳細な内容はまだこちらの手元にございませんが、届きましたら、一つ一つ、確認をさせていただき、今後の児童館運営に反映させていきたいと考えております。

続きまして、参考として、意見提出用のホームページについてご案内しております。前回の会議でもお話しさせていただきました通り、市ホームページ、および「日野市地域共創プラットフォーム」の２つのページを通じて、広く周知・募集を行っております。

最後に、パブリックコメントのスケジュールと実施方法について、前回の会議でもお示ししておりますが、改めて記載をさせていただいております。内容については、ご確認をいただけますと幸いです。資料にも記載の通り、本日は、募集期間中の途中経過報告をさせていただきました。意見募集は今月 31 日まで続いておりますので、引き続きご意見を受け付けております。9 月中旬を目途にいただいたご意見への回答をまとめ、その後、市ホームページで公開をさせていただきます。その後、12 月の市議会第 4 回定例会での審議を予定しております。

資料４の説明は以上でございます。

会　長

ありがとうございました。では、ただいまの報告をうけて、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、続いて「報告事項5」について、事務局から説明をお願いします。

事　務　局

続きまして、資料５「令和９年度 学童クラブ・保育施設の入所・入園手続について」をご説明申し上げます。

令和９年度の学童クラブおよび保育施設への入所・入園手続きにつきましては、資料に記載の通り、申込みについては原則オンライン、電子申請により受け付ける予定となっております。

また、その下、表に記載の内容についてです。まず学童クラブについて、案内の配布につきましては、令和８年９月１日（火）から開始する予定でございます。申込み期間につきましては、令和８年 10 月５日（月）から 10 月 30 日（金）までを予定しております。先ほど申し上げましたとおり、申込みは原則オンラインでの受付となります。なお、窓口への持参による受付につきましては、土・日曜日および祝日を除く形での対応となります。決定通知の発送につきましては、令和９年２月上旬を予定しております。

続きまして、保育施設についてです。案内の配布につきまして、電子媒体、ホームページ上での公開という意味になりますが、こちらは、令和８年９月１日（火）頃からの配布を予定しております。紙媒体は、令和８年９月下旬を予定しております。申込み期間につきましては、学童クラブと同様に令和８年 10 月５日（月）から 10 月 30 日（金）までを予定しており、こちらも原則オンラインでの受付となります。決定通知の発送につきましては、令和９年１月 22 日（金）を予定しております。

資料５の説明は以上でございます。

会　長

ありがとうございました。ではただいまの報告をうけて、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、続いて「報告事項６」について、事務局から説明をお願いします。

事　務　局

私からは、報告事項（６）「潜在保育士説明会・研修の開始について」、ご説明いたします。

資料６をご覧ください。保育分野では、保育需要も高まる中、保育士の有効求人倍率は令和８年１月時点で４．６８倍として、全職種と比して高い水準を占めており、保育人材不足が深刻な課題となっています。市内の保育施設では、配慮が必要な子どもへの介助員が採用できず、入所を保留しているケースも見受けられます。そのため、保育人材不足対策としては、保育士資格を持っていても保育施設で働いていない保育士、すなわち「潜在保育士」を発掘し、稼働につなげることが大切であると考えております。

昨年度、保育課では、潜在保育士さんに対する実態調査を行い、日野市には約 300 人の潜在保育士さんがおり、そのうち半数以上が復職を検討していることがわかりました。
また、「ちょこっとほいく」というアプリを通じた短時間・単発での勤務を行う実証実験では、31 名の保育士さんが実際に復職され、潜在保育士さんの復職には、いきなりのフルタイム復職ではなく、短時間・単発勤務からの段階的な復職が効果的であることが見えてまいりました。
復職にあたっては、復職に必要な情報提供を行う「説明会」や、実践女子大学の井口教授を講師にお招きした「復職研修」を実施しました。復職への不安を抱える潜在保育士さんには、こうした後押しを行うことが有用であることがわかりました。

こうした経緯を踏まえ、保育課では、「保育人材確保支援」を主要な施策に掲げ、潜在保育士の復職支援をより一層充実させていくことといたしました。

まず、広報ひの８月号では、昨年度の実証実験を経て、実際に復職された２名の保育士の方に、それぞれの不安や気持ちの変化などについて取材し、お話を掲載しております。
皆さまにおかれましては、是非ご覧いただけますと幸いです。

そして、お手元のチラシ裏面をご覧ください。
「あなたに合った入り口から、保育への一歩を。」としまして、「知る」「学ぶ」「相談」の３本立てで復職の後押しを行ってまいります。
まずは「知る」は「保育のお仕事説明会」になります。日野市の保育の現状や復職支援制度など、復職に必要な情報を提供し、自分に合った復職の形を考える機会となる説明会になります。
8 月 27 日から全５回開催予定です。
続いて「学ぶ」は「復職支援研修」になります。今の保育や子どもとの関わり方を学び、不安を減らして自信につなげる研修になります。
昨年度から引き続き、実践女子大学の井口教授を講師にお招きし、９月より全３回を２種類の日程から選べるようにしています。また、年度末にフォローアップの研修も実施予定です。
3 つ目「相談」は「就労相談会」になります。復職への不安や働き方について、自分のペースで個別に相談できる会となっております。
保育現場を良く知る専門の復職サポーターを相談員として配置し、全６回実施予定です。

潜在保育士さんの復職の在り方は、ライフスタイルに合わせて人それぞれになります。

その人にあった方法を提示して、復職の支援をさせていただくことで、保育人材の確保につなげければと考えております。
このチラシは現在配布中となっておりますので、委員の皆さまにおかれましては、周囲に潜在保育士さんがいらっしゃいましたら、お声がけいただけますと嬉しく思います。

報告は以上となります。

会　長

ありがとうございました。では、ただいまの報告をうけて、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、続いて「報告事項7及び8」について、事務局から説明をお願いします。

事　務　局

報告事項7「日野市ファミリー・サポート・センターの報酬等に関する基準の改正について」説明させていただきます。

内容としましては、提供会員の活動謝礼金算定方法の改訂を行うものになります。改定の実施日は令和9年4月1日を予定しております。活動謝礼金単価につきましては、平日850円、その他の時間帯は1,100円と変更しない予定です。変更しますのは、算定対象時間となります。今までは活動時間のみを算定の対象としておりましたが、来年度からは提供会員の自宅を出発してから、帰宅するまでを算定対象の時間としたいと考えております。要するに移動時間も活動時間に含むということになります。移動時間は、Googleマップを参考にアドバイザーが間に入り、話し合いで決定していく形になります。算定単位は30分単位、端数処理は30分未満については切り上げ方式で考えています。

２．事業の概要になります。ファミリー・サポート・センター事業はそもそもどういうものかといいますと、手助けが必要な依頼会員と手助けができる提供会員が登録をし、困ったときはお互い様の気持ちで助け合う有償ボランティアの活動になります。ファミリー・サポート・センターは、両者のマッチングを実施し、契約は依頼会員と提供会員の間で行う形になります。

（２）実績推移です。こちらの表をご覧ください。①会員数になります。左側が育児支援、小学生までの支援になります。右側が妊婦・家事・高齢者援助です。こちらの表の提供会員の欄を見てください。育児援助の令和3年度に関しましては495名に対して、令和7年度500名と提供会員の数が横ばいになっています。右側の家事支援につきましても、令和3年が660名に対し、令和7年度669名とこちらも横ばいになっています。それに対し、②支援延べ件数を見てください。育児援助、左側の令和3年度4,685件に対し、令和7年度が

5,055 件、約 8%増になります。右側の家事支援の部分です。令和 3 年度 2,722 件に対し、令和 7 年度 3,876 件と 40%増になっています。提供会員数に対する支援延べ件数が増加をしておりまして、提供会員の負担が増加していることがわかると思います。

３．改定の背景になります。なぜ改定をしようとしたのかということですが、提供会員の確保が難しい状況にあります。それは仕事を持つ女性が増えていること、また報酬面や負担面において新たな提供会員を登録する仕組みを今までしてこなかったことが挙げられます。課題としましては、提供会員数に対する依頼件数が増加していること、活動場所に近い提供会員が不足し、遠方の会員に依頼する機会が増えているため、移動に時間がかかっており、提供会員の負担が増大しております。また、遠方の提供会員に依頼する場合、移動時間の問題が解決されないとアドバイザーが効率的な配置を行うことが難しい状況になっています。移動時間が無賃で拘束されることになり、アドバイザーがその分配慮をしないとマッチングに時間がかかるという状況が言われています。

次のページをご覧ください。今回の改正の目的ですが、移動時間の長短により無賃の時間が生じている提供会員の待遇（不平等）を改善していく、移動時間を報酬に含めることで、移動時間に時間がかかる依頼でも会員が公平に評価されることになります。また、多少の移動時間があっても所要時間に応じて活動謝礼金を支払うことで、依頼することができる選択肢を増やすことができます。移動時間にお金を払っても頼みたいという依頼会員がいた場合に、アドバイザーも無賃でなければ提供会員の依頼をしやすくなる、その結果、マッチングの可能性が高まるという利点が生まれてきます。四角で囲ってあるところですが、ファミリー・サポート・センターの活動を継続していくためには、提供会員の確保が必要になります。今回の活動時間の計算方法の見直しは、提供会員が拘束されている活動実態に即した計算方法への見直しになります。依頼会員の負担が増える場合があり、その点については懸念がありますが、このファミリー・サポート・センター事業を継続し、必要な時に安心して利用できる体制を維持するためには、こちらの見直しが必要と考えています。

それでは他市の状況について、説明をさせていただきます。八王子市、立川市、町田市、多摩市、小平市、府中市をはじめ、26 市中 13 の市で移動時間を活動時間に含むという形で報酬を決めています。

５．実際にはどのように依頼会員に影響が出てくるのかということを算定してみました。令和 8 年度の 4 月の実績で考えました。まずパターン別という形で、往復、送迎という 2 種類あります。往復というのは、提供会員宅から依頼会員宅への移動。自宅で保育をするという場面が代表的な形になると思われます。送迎ですが、行きと帰りで異なる道の移動です。家から保育園へお迎えに行って自宅へ送って、自分の家に帰るという形が代表的な場面になると思われます。依頼の比率ですが、66.1%、33.9%ですが、移動時間の平均が往復の方が 24.2 分、送迎の方が 23.1 分、どちらも 30 分以内の時間増加の影響となっています。

それでは、下の謝礼金の加算区分に基づく場合分けのところを見てください。移動時間が 30 分未満というところ、そうすると、425 円が加算になるのですが、66.1%、2/3 が移動時間 30 分未満のため、現状の報酬から 425 円の加算になると考えられます。残り 1/3 が移動

時間 30～60 分未満のため現状の報酬から 850 円の加算という形になります。それ以上の加算はありませんでした。

※のところです。実際にはアドバイザーが依頼会員と提供会員に案件 1 件ごとに調整をするため、移動時間を現在の活動時間内に含めて、依頼会員の実際の支払額を変えない柔軟な方法をとることも可能です。例えば、自宅保育時間 2 時間、提供会員の移動時間が往復 20 分という場合には、アドバイザーによる調整の結果、保育時間を 1 時間 40 分、提供会員の移動時間を往復 20 分とすることも可能です。この考え方で行きますと、移動時間 60 分 850 円の加算である想定である平均時間が上の表の 2 段目のところ、右側が 36.4 分になっていると思いますが、移動時間でない活動時間 6 分縮めれば、30 分 425 円の加算で済むことも多いかなと考えています。

次のページをご覧ください。現在ですが、片道 1.5 キロを超える移動時間が発生しないようにアドバイザーはマッチングをしています。それは片道 1.5 キロ、徒歩約 20 分を超える移動につきましては交通費 200 円を支払っているからになります。先ほどの表の移動時間 30～60 分未満のうち、約 40%の依頼会員は現状 200 円支払っているため、本来 850 円実質上がるところが、実質は 200 円引いて 650 円の実質負担増にとどめることができますので、依頼会員の負担感を少し抑えることができると考えております。また、最初の 30 分までは 500 円とする規定があるのですが、現在の活動時間が 30 分未満の依頼会員は 500 円ですが、プラスして移動時間 2/3 を占めている、移動時間 30 分未満の報酬 425 円を支払うことになって、合計 925 円となるように考えられるのですが、実際は 60 分の 850 円になるため、多少負担感を抑えることができると考えております。

今後の予定ですが、周知の方法ですけれど、9 月に全会員に郵送でファミサポ通信というものを送っていますので、そちらに基準改正についての予告を周知させていただきたいと思っています。10 月～11 月に会員の方を周知させていただき、現在動いている 450 名へ活動謝礼金の算定方法のお知らせやそちらの同意の書類を送らせていただきまして、11 月末までに回収していきたいと考えております。令和 9 年の 1 月、2 月になりましたら、個別的にアドバイザーの方で個別調整させていただくということで、周知をさせていただきたいと思っております。

ファミリー・サポート・センターの報酬に関する基準の改正についての説明は以上になります。

事　務　局

続きまして、資料８.日野市 5 歳児健診の実施についてご説明させていただきます。

資料 8 の 1 ページ目をご覧ください。まず日野市の 5 歳児健診がどういったものを実施するのかという前に、国の動きについてご説明をさせていただければと思います。こちらに記載はないのですが、国ではこども家庭庁が web サイトで 5 歳児健診ポータルというものを作成しておりまして、そちらについては自治体の職員だけではなくて、従事する医師だったり

その他の専門職、それ以外に国民全員が見られるというようなサイトになっております。そちらの内容も入れつつご説明をさせていただければと思います。

事業の目的としましては、発達障害が認知されるちょうど時期に実施することで、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適正な支援を行うのと、指導を行うということで、出産後から就学前までの切れ目ない健診の実施体制を整備するというところが国の掲げる目的となっております、これを踏まえて、1ページ目の事業目的の下線部、5歳児の健康診査の早期の全国展開を目指すとありまして、国では令和10年度までに全国実施を掲げています。実際、都内でもすでに実施している自治体はございますが、おおむね令和10年度というところを目標に準備を進めるのが現状となっています。意義としましては、3歳児以降に獲得する精神、言語、社会性の発達を評価できる機会となっており、その確認をすることで、家庭の状況に応じたサービスの利用に結びつけるといった内容になっています。

1ページ目の事業の概要の中段のところに、②5歳児検診とあります。実施方法につきましては、現在市でも実施しております、乳幼児健診と同様に原則として集団健診、一か所の場所に集まって全員が受けるといったものになります。ただ、このほかに園医方式、保育園とか幼稚園で実施している園医を呼んでの検診の場で5歳児検診を実施する方法だったり、あとは、自治体で専門職がチームを組んで各施設を巡回する巡回方式、あとは、一次検診、二次検診とこのあと説明を詳しくいたしますが、二段階に分けて健診を実施する二段階方式、あとはクリニックなどの医療機関で実施する個別方式というように、さまざまな方式があるのですが、この中で原則は集団というところになっています。健診の内容につきましては、発達について主に見ていくのですが、それ以外にも身体の状況、栄養状況だったりとかも確認をしていくところになります。

続きまして、2ページ目ご覧ください。2ページ目の概要に三つ丸がございますが、二つ目をご覧ください。特別な配慮が必要なお子さんにつきましては、早期の介入を実施することで、保護者に対して課題への気づきだったり、生活の適応が向上する可能性があるということで指摘されていまして、実際に研究成果なのですが、学童期の不登校発生数が減少したというようなこともございます。他の健診でももちろん実施はしているのですが、特に5歳児健診につきましては、中段のところ、地域のフォローアップ体制というところで枠で囲わせていただいていますが、保健だけではなくて福祉・教育・医療これらが一体となって支援をしていくというところが非常に重要となっています。なので、5歳児健診につきましては、やっておしまいというわけではなく、その後のフォローアップも含めたものというところでご認識いただければと思います。

続きまして、3ページ目をご覧ください。実際に日野市の実施案になります。実施方法としましては、二段階方式を考えています。まず一次検診では、保護者と市内の在籍園の先生による対象児に対する電子アンケートを実施します。こちらにつきましては、対象児全員となっています。このアンケートを受けて、子ども家庭支援センターの方で該当者を抽出させていただき、②の二次健診を行います。一次健診で抽出した子どもを対象に医師による診察を含めた集団健診を実施するというところになっています。開始時期については、令和9年度に二次健診を実施する予定で、一次健診は令和8年12月ころから開始していこうと準備

しているところです。受信者数の目安ですが、一次健診はおよそ 1,450 人、二次健診はその後抽出されて、大体月 20 名あたり、年間でいうと 240 名程度となっていまして、こちらの数字の計算につきましては、すでに 5 歳児健診を実施している自治体での二次健診の受診率をもとに算出しています。続いて、二次健診を受けてさらに、フォローになると想定されるお子さんは月に 2，3 名ほどかというところになっています。先ほど、一次健診、二次健診のご説明を差し上げましたが、一次健診の時にすでにエールだったり療育につながっているかどうかというところも併せてお答えいただく予定です。例えば、エールにすでにつながっていますということが分かった場合は、支援につながっているところですので、その方々については、二次健診は受診せずというところになります。二次健診の回数なのですが、月 1 回程度を想定しています。会場につきましては、集団健診をやっている乳児健診と同じく、生活・保健センターを考えております。必要な職種については、医師はもちろんのこと、保健師、保育士、心理士、栄養士、事務など多職種での健診を実施していく予定です。関係部署、関係機関はかなり多岐にわたりまして、庁内では記載させていただいている各課のほかに、庁外でいきますと市立病院だったり医師会、あとは近隣の大学とも協力体制を今構築していこうと準備を進めているところです。フォロー体制ですが、エール等での支援のほか、幼稚園だったり保育園での経過観察というところも考えております。幼稚園、保育園での経過観察については、在籍園という集団生活の中で対応の工夫、具体的な声掛けをしていくというところになりまして、お子様の課題に対してできる環境を整えていくことを目的にやっていく予定となっています。

会　長

ありがとうございました。ただいまの報告を受けて、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。いま報告事項の７、８についてありましたが、それ以外の報告の部分でも構いません。今日は 8 点報告事項がありまして、それへのご質問、ご意見を伺っております。戻ってでも構いませんので、何かありましたらお願いいたします。

委　員

資料６.潜在保育士の説明のところで、あと保育士は何名くらい不足しているか、どのくらい来てほしいとかそういったことがありましたら教えていただきたいです。

事　務　局

保育園の方で定員というものを定めていまして、それについて配置基準というもので、保育士の配置を行っています。そういった基準の観点から欠員があるという状況ではないのですが、介助員ですとか、補助の方ですとかそういったところで余裕の人員というところで不足があったりというところになります。具体的に何名不足しているというところがある状況ではないのですが、段階的に少しずつ復職をしていって、いきなりフルタイムというところはなかなか難しいところがありますので、短時間・単発での勤務や半日だけ勤務ですとか、

自分のライフスタイルに合わせた勤務を継続していただき、そして自分のライフスタイルの変化によって将来的にはフルタイムの勤務に変わったりというところで、キャリアを継続していただくといった観点で、長期的に人材育成というところができるとうれしいなと思っております。また、未就学人口は減少傾向にあるのですが、保育需要は高まっているところはありまして、一方で保育ニーズの多様化と言われていまして、配慮が必要なお子さまへの対応ですとか、医療的ケア児ですとか、子ども誰でも通園制度の導入など、保育士さんの力が必要になるところがますます増えているところになりますので、こうした観点からも保育人材というところをいろいろな角度から育てていって、広く集めていきたいと考えています。

委　員

詳しいご説明ありがとうございました。

委　員

私の方は質問ではなく、先ほどセーフティネットコールセンターが説明いたしました、子ども貧困対策の基本方針のパブコメの件で、担当しております部長ですので補足させていただきます。今回、パブリックコメントについては、子ども向けもさせていただくことになっております。資料に入れていないのですが、すでに子ども向けにパブリックコメントをやるますよということで、学校から支給されているギガ端末ですとか、保護者宛てにもHome＆Schoolでチラシの配信をさせていただいたり、児童館、市ホームページ、無料塾ですとか子ども食堂、ほっとも、社会教育センターなどにもチラシを配布させていただき、子ども向けには大人だとなかなかとっつきにくいんですが、メタバースを使いまして、その中で顔とか見えない中で話し合いながら意見を聞く場を設定させていただくということで、申し込み締め切りは過ぎているのですが、まだ申し込みが余裕があるということで、ぜひこの場でアピールしてほしいと担当からも話がありましたので、8月25日の10時～12時でやるのですが、先に申し込んでいただき、ＵＲＬ送らせていただきそこから入っていただくことになります。資料をお渡しできず申し訳ないのですが、日野市のホームページで検索コードで「あつまれ」と入れていただくと出てきます。「あつまれH!NO っ子界隈　みんなの意見が欲しすぎて滅！」という題名で入っておりますので、ぜひお子さんの声が聞きたいということで、こういう場を作りましたので、声掛けいただけると大変ありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

会　長

他いかがでしょうか。

委　員

資料７．ファミリー・サポート・センターの件なのですが、私が知らないだけかもしれないのですが、改正の目的が提供会員の確保となっているのですが、提供会員になる方、なれる方というのはどういう方なのでしょうか。教えてください。

事　務　局

特に条件があるわけではなくて、20 歳以上の健康で意欲がある方であればどなたでも大丈夫で、講習を受けていただきます。育児支援をなさる場合は、ファミサポさん講習会というものがありまして、子育て支援に関することや応急救護に関することなど所定の科目を受けていただいて、必要なポイントに達するまで科目を受講していただければ活動できる仕組みになっています。

委　員

ありがとうございます。

外から数を増やしたいということであれば、今後の予定のところで会員への周知方法が書いてあるのですが、外に向けた周知方法というのはどのようなお考えがあるのでしょうか。

事　務　局

委員にファミサポの城山さんがいるのに私から答えて申し訳ないのですが、提供会員の確保については、ファミリー・サポート・センターの方もいろいろ動いていまして、広報や LINE 等による通知もしていますし、今年はファミサポ夏祭りというものを企画しまして、先日、多摩平のふれあい館で大きなイベントを開催いたしました。非常に多くの市民の方においでいただいき、会員はそれをきっかけに増えたのですが、依頼会員さんは結構増えて、提供会員さんも増えたのですが、それほど多くの数ではなかったです。これをきっかけにいろいろなところに出向いたり、広報してファミサポの活動を広く知っていただいて、提供会員さんの確保につなげていきたいなと子家センとファミサポでも考えております。

委　員

ありがとうございます。

会　長

他どうでしょうか。よろしいでしょうか。

では、続いて次第 3、「その他」について、事務局からなにかありますでしょうか。

事　務　局

机上に配布させていただきました案内について、福田委員よりご説明いただければと思います。

委　員

机上に置かせていただいているのが、毎年開催している富士電機のコミュニティフェスティバルのご案内になります。今年も今週の金曜日ということで、もう明後日になりますけれども開催いたします。

この場でご案内している理由になりますが、夏休み期間中ということもあり、キッズコーナーを開催していまして、裏面をご覧いただければ、子どもの部の抽選会も商品等々ございますので、ぜひお子さま、ご友人とご参加いただければと思いまして、この場をお借りしてご案内をさせていただいている次第になります。明後日がちょうど第2部が始まるくらいの時間で雨が降りそうな予報にはなっているのですが、キッズコーナーは屋内でできるものもかなりたくさんありますので、是非ともご参加いただければなと思います。

毎年2部の方でお笑いステージを開催しているのですが、今年はM-1チャンピョンの錦鯉さんが参加するということで、ご案内になります。

ご案内は以上になりますが、表面の左下に記載している通り、日野市にも後援いただいてという形になりまして、おすすめさせていただきます。ご案内は以上になります。

会　長

ありがとうございます。他何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは事務局から次回の日程の確認をお願いします。

事　務　局

次回、第3回会議の日程についてご連絡いたします。次回は11月19日（木）午後6時30分より開催いたします。会場は今回と同様、子ども包括支援センターみらいく3階の多目的室となります。近くなりましたら、改めてご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

会　長

では、以上をもちまして、本日の会議を終了します。
お疲れ様でした。

閉 会